

市民の「政策提言」 教育

2006年11月14日

市民の意見30・関西

- 小田実 (代表・作家)
- 石井治之 (大阪大学大学院生)
- 岩崎早百合 (本会会員)
- 海老坂武 (フランス文学者・元関西学院大学教授)
- 大谷健造 (会社員・エンジニア)
- 小倉雄二 (大阪府立茨田高校教諭)
- 恩田怜 (神戸市会議員)
- 金井和子 (同志社大学講師)
- 木戸衛一 (大阪大学大学院助教授)
- 関口哲生 (元神戸海星女子学院大学教授)
- 田宮常好 (自営業・元商社員)
- 中村文生 (OEMシステム・エンジニア)
- 中島絢子 (公的支援実現ネットワーク代表)
- 西岡喜久雄 (防災士)
- 登幸雄 (染色家)
- 玄順恵 (画家)
- 藤野由季子 (美容室経営)
- 藤原晴江 (元箕面市立中学校教諭)
- 水野行範 (大阪府立桃谷高校教諭)
- 三上賢悦 (元日本貿易振興会ジェット口職員)
- 宮川一樹 (関西労災病院リハビリ科理学療法士)
- 安野洋子 (YWCA会員)
- 山村雅治 (山村サロン代表)
- 北川靖一郎 (事務局長・元京都府職員)
- 他、市民有志

はしめり

市民は、自分が住み、生きる社会の政治、経済、文化、社会の問題について、お仕着せではない自分の意見を持つべきである。それこそが市民社会の基本にあることがらである。「主権在民」の民主主義政治も、その基本にもとづいて形成、維持される。その問題意識で有志の市民が集まり、長年かたちづくって来たのが、「市民の意見30」の市民運動である。「30」の意味は、この運動が意見を「30」にまとめて、かつて朝日新聞(1989年1月16日)に、「日本を変えよう。市民の意見30」と題して「意見広告」を出したことに由来しているのだが、その時からすでに17年が経っている。いま、関西在住の有志の市民たちが、新しいかたちで運動を作り直し、始めているのが、この私たちの「市民の意見30・関西」の市民運動である。

さて、いま、私たちは、一歩を進めて、市民が政治にかかわって、自分自身の政策を持つべきだと考えている。すべての問題についてはできがたいとしても、選挙の争点になるような主要な問題については、おたがいが討議し、また、自分で考えて自分自身の政策をかたちづくり、持たないかぎり、「主権在民」の政治は実現し得ない。この問題意識を根幹として、「市民の意見³⁰・関西」は運動を形成し、続けてきた。

市民の政治参加の手だてのひとつとしてある選挙についても（手だては選挙だけではない。ピラを作ってまくことも、ストライキをすることも、デモ行進をすることも、「主権在民」の政治参加の重要な手段としてある）、国政選挙であれ、地方自治体選挙であれ、市民が自分の政策を持つことは大事である。市民はお仕着せではない自分の政策に基づいて選挙に臨み、自分の政策に合致する、あるいはそれに近い政治家、政党に貴重な自分の一票を投じる。そうした政治参加の基本がなければ、市民はいつときの人気政治、それこそ、「x x 劇場」に巻き込まれることにもなれば、独裁政治の実現に加担することにもなりかねない。

私たちは、これから討議を重ねて、市民の政策づくりを行うつもりでいる。まず、手始めに、社会の、国の土台にある、また、市民だれにとつても関心事としてある「教育」の問題だ。

私たちは、この問題について、これまで何回にもわたって討議してきたが、その結果を、市民自身に対して、また、政治家、政党、政府、役人に対して、「市民・教育の権利宣言」として、続いて、あるべき教育を、より具体的な「市民・政策提言」として、以下に述べていく。

市民・教育の権利宣言

私たち日本社会を構成する市民は、個人と社会の幸福にとって、教育が決定的役割を果たすと考え、現行の憲法と教育基本法、及び、世界人権宣言、国際人権規約、子どもの権利条約などの精神に基づき、市民・教育の権利宣言をここに発する。

1. 教育の目的

- (1) 感性、想像力、思考力を備え、世界に開いた文化を創造しようとする市民をつくる。
- (2) 自主的であると同時に他者を尊重し、平等と人権感覚に富んだ市民をつくる。
- (3) 平和的、民主的な社会を形成し、かつ維持しようという意志を持つ市民

をつくる。

(4) 自由、真理、正義を愛し、圧政、虚偽、不正に与せぬ市民をつくる。

2・教育への権利と機会均等

(1) すべての市民は、ひとしく、その発達の必要に応じた教育への権利を持つ。教育の場において、人種、国籍、民族又は社会的出身、皮膚や髪や目の色、性、言語、宗教、政治的又はその他の意見、財産、心身の障害、出生又は他の地位により、差別しない。また、差別されない。

(2) すべての市民は、経済的に修学が困難な場合、国及び地方公共団体に支援を要請する権利をもつ。

(3) すべての市民は、大学にいたるまで無償で教育を受ける権利を持つ。

3・男女共学

男女平等の原則に基づき教育を行う。男女共学は当然である。

4・教員

法律に定める学校の教員は、1. に掲げた教育の目的に照らして自己の使命を自覚し、職務の遂行に努める。そのためには、教員の身分を尊重し、ゆとりを保障する。待遇は適正であることを求める。

5・文化の創造

すべての市民は、図書館、美術館、公民館などの文化施設を最大限に利用する権利をもつ。また文化の享受だけでなく、世界にむけて発信する文化の創造を目ざし、そのための教育を求める権利をもつ。

6・政治教育

1. に掲げた市民の育成にとって政治的教養は不可欠であり、それは教育の重要な一部である。ただし、法律に定められた学校において、教員が特定の政党を支持したり、反対したりするための政治教育をしない。

7・宗教教育

国および地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育をしない。

8・教育行政

(1) 教員は、時の政府の不当な圧力に屈することなく、1. に掲げた教育の目的実現のために教育に取り組む。

(2) 行政担当者は、学校、家庭、子どもに不当な圧力をかけず、1. に掲げた目的実現のために最大限の財政上の援助をおこなう。

市民・政策提言

1・教育への権利 教育は、憲法26条に明確に規定されているように、市民の権利であつて、義務ではない。社会と国は、その権利の行使を、法制度を含め、全力を挙げて支える。「義務教育」は正しくは、「権利教育」であり、その認識を基本において、市民の権利として教育をとらえる。

2・教育は無償 従つて、多くの西洋諸国がおこなつてきているように、教育は大学にいたるまで「公教育」において基本的にはすべて無償とする。当然、外国人留学生の学費も無償である。

3・本来の奨学金 また、奨学金の制度（本来的に返却義務がないもの）も大きく積極的に作る。そのための市民の拠出金には大幅な免税措置をとり、激励、促進する。

4・教育の役割と社会の責任 人間はこの世界に競争するために生まれてきたのではない。それぞれ自由にお互いの人生を満喫しながら、平和で民主的な社会をかたちづくり、そこで生きるために生まれてきた。そして、教育とは、自由な人生を満喫するための土台づくりとしてある。自らの資質を開花させる潜在力と可能性と権利を持つて生まれた人間は、学習と教育を通して、ヒューマニズムに基づく批判的精神を培い、大勢に流されず、自分の頭で考え、社会に責任をもてる個性的な人間として成長していく。また、人生のいつの段階においても、ふさわしい条件さえあれば、自分の可能性を実現し、人生を楽しみ、成長していくことができる。保護者・教員・社会・国家は、その人なりの豊かな個性が育つよう全力をあげて支える責任があり、決して権力的に個性を歪め、抑圧してはならない。そして、そのためには、そのひとつが、まるごとのあるがままの存在として尊重され、安心して学べる場を保障する。

5・教育年限を14年に延長 社会は、競争の場ではない。まして、教育の場はそうであつてはならず、共生と協働を原理とするべきである。そして、自由な人生を満喫するための土台づくりは、基本的に各個人の個性に合わせてゆつくりおこなうべきだ。詰め込み教育は駄目だという教育現場における反省から、「ゆとり教育」の理念と実践が生まれた。その認識に基づいて、教育の年限を、小学校6年は現行のままとし、大学へ進学する間での年限を12年から14年に延長する。つまり、現在の6・3・3制を6・4・4制にする。これはかつての旧教育制度の下で14年だったことを勘案しての提案である。いまの時代、社会、科学、学問の進歩にともない、学ぶ量はかつてと比較にならないほど増えている。これで、「ゆとり教育」は余裕を持つて行える。大学の新入生の学力不足も多くが解消されるであろう。「ゆとり教育」の基本は、韓国で古来言う「文史哲」、西洋流に言えば、「ヒューマニティーズ」である。その人間の知識、識見の基本をゆつくり、みっちり

学んだ後、学生は専門教育に進む。そのためにも教育の期間延長は必須のこととしてある。

6・権利教育としての6・4・4制 人間は、生涯にわたり、教育への権利を持つが、特に、小学校6年・中学校4年・高校4年の14年間を「権利教育」（従来、義務教育と呼ばれていた）の範囲とする。よって、生徒は、小中高の各課程において学習が不十分であると判断した場合、自ら希望して在籍年限を延長し、十分な教育を受ける権利をもつ。

7・大学教養課程 戦後、新制大学は前期教養課程の2年は「文史哲」教育、後期になって専門教育の制度を導入した。この制度は基本的には正しい。この制度を復活し、更に充実する。同時に、教養課程の間、社会にででのボランティア活動を、本人が望めば、正規の単位として認め、入試に合格した後、その権利を保有しながら、入学延期してボランティア活動をおこなえるようにする。

8・平和教育 「文」の基本として平和教育を積極的におこなう。

9・学校の原理 学校は愛と平和と自由と平等と共生・協働の精神により運営されなければならない。教員はそのような精神と自らの良心に従い、学習者（児童・生徒・学生）の成長の援助のために教育をおこなう。

10・20人学級 学校は、画一的でなく、自由で活気と創造性と助け合いに満ちた雰囲気を持ち、人間的なふれあいの可能な小人数からなる事を理想とする。よって、1クラスの生徒の人数は20人以下を基本とする。

11・混合学級 小中学校においては、多様性と平等を尊重し、様々な能力や個性をもつ学習者達が混在し、学び合い、教え合う学級編成を基本とし、習熟度別学級編成を行わない。とりわけ、学ぶのが遅い生徒や障害を持った生徒への学習支援を確実ににおこなう。

12・個別化学習 授業は、ひとりひとりに合わせ、個別化された学習がなされる事を基本とし、学習者自身が自分で計画を立て、実行し、反省して勉強を進めていく方法を中心にしてすすめる。

13・対話の教育 教員は、教育活動すべてにわたり、教員からの一方的な「講義」「指導」ではなく、教員と学習者（児童・生徒・学生）との「対話」、学習者同士での「対話」などにより、学習者自身が自ら考えを深めていくことができるような工夫をおこなう。

14・平等教育 学校教育は平等を基本とし、内容と様態において、性差別、その他一切の差別を内包する教育を行わない。

15・不登校の支援 学校に行けずに、あるいは行かずに学校以外で学ぶ小・中・高の権利教育段階の子どもに対して教育行政は財政的措置を含めて最大限の支援をしなければならぬ。

16・民学協同 市民の学校、教育に対する寄金は大幅な税控除の対象とし、「民学協同」への道を開く。いま、おこなわれているのは「産学協同」だけで、これでは教育のあり方がゆがむ。

17・就職斡旋はしない また、学校は学び、教える場であって、企業の人材の草刈り場ではないし、学生の就職のための予備校ではない。西洋諸国のように、学校は就職斡旋から一切手を引き、行政当局が、責任を持って、公正な採用が行われるように企業を指導し、希望する学生に対して、労働の権利が保障されるよう、就職の斡旋をしなければならない。

18・学校と地域との融合 学校は市民に開かれている。保護者や市民はいつでも授業参観をすることができ、興味ある科目には参加できる。また、地域住民や保護者が講師となって教育に参加することで地域と学校の融合を進める。

19・放課後の活動支援 放課後や休日に、小中高校の生徒・学生が体育・文化活動ができるように、行政当局は、最大限の財政的な支援を講じなければならない。

20・市民の学校創設権 講座を新しく設けたい、学校を作りたいという要望が市民からであれば行政当局は愛と平和と自由と平等と共生・協働の精神に基づく学校である限り、開設・運営できるように最大限の財政的措置を講じなければならない。また、そのための市民の拠出金には大幅な免税措置をとる。

21・教員のゆとりを保障 教育改革は簡単である。それは、学校に競争原理を持ち込み、生徒同士、教職員同士、学校同士競わせることではなく、教員がひとりひとりの生徒を見守り、向き合い、成長を援助できるように、まずは、教員の定員を増やし、生徒の学級定数を引き下げるための財政的な措置を講ずることである。教員が生徒を支援するためには余裕が必要であり、教育の成果があらわれるには根気と長い時間を要する。行政当局は、教職員が時間的、経済的、心理的にゆとりを持って働けるよう保障し、勤務評定による賃金差別は行ってはいけない。

22・授業日を削減・教員の研修権を保障 それに関連して、授業日は1年で190日以内とし、生徒・教員の長期休暇は1年間で3ヶ月以上設ける。その間、教職員は有給とし、自主的に研修に励むものとする。週当たり授業日は5日とし、教員は、授業や行事がない時間帯には、自宅で研修ができるものとする。休校日の学校は地域住民や保護者が主体となって、子どもや住民が自由に参加し、交流できる生涯学習や芸術・スポーツ活動に活用する。

- 23・立法・行政・司法・教育の4権分立 学校が愛と平和と自由と平等と共生・協働の精神により運営されている限り、立法・行政・司法の各機関は各学校の教育内容に干渉してはならない。立法・行政・司法・教育の4権分立を基本とする。
- 24・学校運営評議会 各学校は、教育行政から独立し、学校運営評議会を作る。評議会は、教員（教育者）と児童・生徒・学生（学習者）と保護者の三者が中心となり、住民や専門家の意見を参考にしながら、教育内容（教育方針・授業内容・教育方法など）を決め、学校を民主的に運営していくものとする。
- 25・学習資源を十分に準備 ひとりひとりの生徒の学習を支援するために、その生徒に応じた教科書・学習書・参考書など十分な学習資源を、教員は責任を持って選定し、準備する。
- 26・学習指導要領と教科書検定は廃止 学習指導要領並びに教科書検定制度は廃止する。
- 27・校長・教頭は現場で任命 校長・教頭（副校長）は各学校の学校運営評議会において決定する。現在の校長・教頭（副校長）は、教育者ではなく、教育行政の末端を担う労務管理職、対外的な苦情処理をする最終責任者であり、2〜3年ほどで転勤していく。校長・教頭（副校長）は、労務管理能力によるのではなく、各学校で、生徒の学びと教員の教育が高まる触媒の役割を担える人物がなるようにする。
- 28・教育委員は公選 教育委員会は市民の教育への権利を保障するために市民の教育に関する意思を反映する機関である。よって教育委員は公選制とする。教育委員会と学校は対等、平等である。それゆえに、文科省から教育委員会、教育委員会から学校への指導や通達、及び、学校から教育委員会、教育委員会から文科省への報告は原則として廃止する。
- 29・小中高での入試は廃止 小学校・中学校・高校においては、入学試験をおこなわない。
- 30・大学受験の個別化と受験競争の廃止 大学受験は、受験資格を含めて、各大学が個別に決める。共通試験は止める。受験生にいらぬ負担をかけるな。有名大学にはいるための偏差値による受験競争をやめさせる。学びたい講座を学生が学べるように大学間の編転入学や単位の互換制度をすすめる。
- 31・中高校から多様な外語学習 外語（英語、仏語と言つのが本来の外国語の呼称であつて、韓国語、中国語というように「国」をつけて言うのはおかしい。したがつて、「外国語」と言わず、「外語」という）を学ぶことは、つき合いの場を広げるとともに、思考の場も広げる。中学、高校の段階においても、英語以外に多種多様な外語を学ぶ機会を作る。

32・小学校は日本語教育 しかし、外語教育は母語「日本語を基本言語としてしっかりと身につけてからおこなう。中学校の段階からするべきで、いたずらな早期教育はやるな。

33・外国人への日本語教育は無償 日本語に不自由な外国人のために、「第二言語」としての日本語を無料で、学び、教える場を随所につくる。

34・学校への国家介入を禁止 教育は人間の精神の自由を基本とする人間活動であり、学校はその教育のための場である。「愛国心」、「日の丸」、「君が代」などの強制を招き、結果する一切の法制度、伝統、慣習を教育の場に持ち込まない。また、持ち込ませない。

35・学校へ行かない権利の保障 市民は学校へ行く権利とともに学校へ行かない権利をも持つ。学校へ行かなくとも学習する権利が保障されるように、保護者・国・社会は、法制度を含めて、全力を挙げて支え、学校に行かないことで不利益が生じないようにする。

市民の意見³⁰・関西（代表・小田実 事務局長・北川靖一郎）
連絡先 〒581-0867 大阪府八尾市山本町3の6の8 & Fax・0729-98-1113

参考資料

日本国憲法 第13条 **すべて国民は、個人として尊重される。**生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第24条 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第25条 2 **すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。**

3 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 1 **すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。**

2 **すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。**

教育基本法前文 われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならぬ。ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第1条 教育の目的は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条 教育の方針は、教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。

第10条 教育行政は、教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

世界人権宣言 第26条 1 **すべて人は、教育への権利を有する。**教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、**高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。**

2 教育は、**人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。**教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、**子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。**

第27条 1 **すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。**

2 **すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。**

国際人権規約・社会権規約 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約

第13条 1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にするべきことに同意する。

2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。
(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

(c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

(d) 基礎教育は、初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者のため、できる限り奨励され又は強化されること。

(e) すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。

3 この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、公の機関によって設置される学校以外の学校であつて国によって定められ又は承認される最低限度の教育上の基準に適合するものを児童のために選択する自由並びに自己の信念に従つて児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。

4 この条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されることが及び当該教育機関において行なわれる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第14条 この規約の締約国となる時にその本土地域又はその管轄の下にある他の地域において無償の初等義務教育を確保するに至っていない各締約国は、すべての者に対する無償の義務教育の原則をその計画中に定める合理的な期間内に漸進的に実施するための詳細な行動計画を二年以内に作成しかつ採用することを約束する。

第15条 1 この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める。

(a) 文化的な生活に参加する権利

(b) 科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利

(c) 自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利

2 この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、科学及び文化の保存、発展及び普及に必要な措置を含む。

3 この規約の締約国は、科学研究及び創作活動に不可欠な自由を尊重することを約束する。

4 この規約の締約国は、科学及び文化の分野における国際的な連絡及び協力を奨励し及び発展させることによつて得られる利益を認める。

子どもの権利条約 第12条 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従つて相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第28条 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること

(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章に於て原則の尊重を育成すること。

(c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

(d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備をせしめること。

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条 種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は先住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は先住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。